

音楽著作権が舞踊作品の創作過程に与える影響
—振付家と制作者を対象にしたインタビュー
をもとに—

宮悠介（筑波大学大学院）

1. 背景・目的

新型コロナウイルス感染拡大により、舞踊業界では対面公演の実施が制限された一方、インターネットを活用した配信が盛んに試みられた。ここで問題として浮上したのが、配信における音楽著作権の取り扱いである。対面公演と比べて配信公演は、権利処理として送信可能化権、複製権等の手続きが必要になり、それに伴い、約10万～50万円ほど権利利用料が増加してしまう。コロナ禍以降においても、対面と配信どちらの形態も併用していくこと、また公演映像のアーカイブを残していくことを視野に入れたとき、舞踊公演を作り上げていく振付家および制作者は、音楽の選択に、より配慮した公演企画が求められると考えられる。そこで筆者は、このことが振付家のイメージーションに関わる自由な音楽選択に影響し、ひいては創作される舞踊作品にも影響をもたらすのではないかと考えた。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大という未曾有の事態であるということもあり、映像配信と音楽著作権の取り扱いに関して整理された調査にたどり着くことが難しいというのが現状である。そもそも従来とは異なる上演形態によって発生した新たな権利処理に対して、振付家・制作者はどのように対処してきたのか、その実態は明らかにされていない。

そこで本研究では、新型コロナウイルス発生以降、舞踊公演配信を行ったことのある振付家・制作者にインタビュー調査を行い、①音楽著作権処理に対してどのように対処したか、その対処法をまとめ報告する、②公演配信を前提とした音楽選択が舞踊作品の創作過程や手法にどのような影響をもたらすのか、について明らかにすることを目的とする。

2. 方法

1) 調査方法・対象・期間

本調査は、振付家5名および制作者7名を対象に、半構造化インタビューを行った。調査期間は令和3年度9月9日～令和3年度10月1日であった。インタビューは新型コロナウイルスが感染拡大する時勢を鑑み、オンライン会議ツール Zoom を活用した非対面式での実施とした。対象者は以下の条件をもとに選定した。

- a. 新型コロナウイルス感染拡大以降、公演配信を行ったことがあること。
- b. 公共ホール・劇場等において、自主制作での作品発表もしくは運営の経験があること。

2) 調査内容

振付家1名および制作者1名に行ったプレインタビューの結果をもとに、「作品創作における音楽選択」、「既存楽曲とオリジナル楽曲の特性」、「音楽著作権が作品創作に与える影響」に焦点を当てた。

3) 分析方法

インタビューデータは SCAT (Steps for Coding and Theorization) を用いて分析した。

3. 結果と考察（※抄録提出時）

1) 作品創作における音楽選択

振付家、制作者にとって音楽とその選択は、作品性や作家性に関わる重要な役割を担っていることがわかった。

2) 既存楽曲とオリジナル楽曲の特性

音楽著作権の観点からみると、既存楽曲の使用は、オリジナル楽曲の使用よりも権利処理および金銭的な負担が大きい傾向にあることがわかった。そもそも配信によって従来よりも複雑化している音楽著作権処理に対して、制度面の整備を求める意見もみられた。

3) 音楽著作権が作品創作に与える影響

2) の理由から、既存楽曲の使用を断念し、振付家自身によるオリジナル楽曲の制作、音楽家との共同制作など、オリジナル楽曲を使用することによって、配信における音楽著作権処理を乗り越えた事例が多く見受けられた。また音楽著作権の観点だけでなく、オリジナル楽曲を使用することによって、より作品性や作家性が強まるという意見もみられた。

なお、既存楽曲の場合でも JASRAC と包括契約を結ぶ有料プラットフォーム (streaming+ など) を活用することで配信を行う事例もみられた。しかし、配信手数料として売り上げの15%ほど支払うため金銭的負担は大きいと考えられる。

4) まとめ

今後継続的に活動を行っていく振付家・制作者は、配信を念頭においた公演企画が求められ、よりオリジナル楽曲の選択が増加する可能性が示唆された。その結果、振付家自身による楽曲制作や音楽家との共同制作など、舞踊作品の創作の在り方も変化していくことが推察された。